

## 事業計画書

### 第1 事業方針

平成17年4月に「犯罪被害者等基本法」が施行され、同年12月に「犯罪被害者等基本計画」が策定されるなど、関係機関・団体が、被害者保護のための施策を総合的かつ計画的に推進していくことが明示された。平成20年1月には、刑事裁判手続きにおける「被害者参加制度」「損害賠償命令制度」が施行されるなど、被害者支援の在り方や犯罪被害者の権利擁護の必要性が改めて示されることとなった。

ぎふ犯罪被害者支援センターは、被害者や遺族が抱える悩みの解決、被害回復を側面的に支援するための様々な活動を展開し、事業の拡充を図ってきた。県知事の「公益社団法人」の認定、県公安委員会からの「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受けるなど、公益性・公共性のある活動団体として社会的に認知されるに至った。

近年、検察・裁判関連支援などの直接的支援回数が著しく増加傾向にあり、支援体制の整備を図る必要がある。また、来年度のセンター設立10周年に向けた記念行事の企画、準備作業を推進することとする。

これら諸事情を勘案して、本年度の事業指針として次の6項目を掲げ、被害者支援活動を推進する。

- 電話・面接相談活動の充実
- 直接的支援活動の充実
- 関係機関との連携の強化
- 支援活動員研修の推進
- 広報・啓発活動の推進
- 財政基盤の整備等

### 第2 事業計画

#### 1 電話・面接相談活動の充実

- (1) 被害者やその家族、遺族からの相談に対して、犯罪被害者等の精神的被害を軽減するため、電話・面接相談の受理、被害者支援に関する情報を提供する。電話相談室に設置された専用電話により、支援活動員が交替制で対応する。
- (2) 面接相談の必要性が認められる場合は、支援活動員が犯罪被害者等に面接して、自宅訪問等で対応する。メンタルケアを必要とする場合は、精神科医や臨床心理士が対応し、精神的負担の軽減を図る。医療措置が必要な場合は、医療機関を紹介し、付添い支援をする。
- (3) 法的な救済が必要な場合は、県弁護士会被害者支援委員会、法テラス岐阜と連携して犯罪被害者等への法的な支援活動を行う。

#### 2 直接的支援活動の充実

- (1) 犯罪被害者等の要請に応じて、相談員、支援活動員による日常生活の支援、病院通院時の付添い、検察庁の事情聴取時の付添い、裁判所法廷の付添い、代理傍聴等を行う。直接的支援グループによるケース検討会を随時開催し、支援活動の充実を図る。
- (2) 被害者参加制度、損害賠償命令制度、社会福祉制度、育英・奨学金制度の情報提供をするとともに、申請手続きを補助する。
- (3) 「被害者参加制度」の制定に伴って、ここ数年、検察・裁判関連支援などの直接的支援回数が著しく増加傾向にあり、直接的支援体制を早急に整備する必要がある。「犯罪被害者等早期援助団体に関する規則」に定められた資格要件のある相談員を常勤採用する。直接的支援活動のリーダーとして、支援員の助言・指導、支援プランの作成、関係機関との折衝等に当たらせる。
- (4) 犯罪被害者への長期的な支援として、同じ悲しみや苦しみを経験した被害者・遺族が語り合い、被害の克服を図ることを目的に集う「自助グループ活動」に対して、場所の確保やグループ活動の進行、調整に務める。

### 3 関係機関との連携の強化

- (1) 犯罪被害者支援の全国民間組織「NPO法人全国被害者支援ネットワーク」、  
「県犯罪被害者支援活動推進協議会」との連携など、被害者支援に関する情報  
交換や相互協力を行う。人権擁護委員会などの会合にも積極的に参加し、支援  
活動の啓発活動を推進する。
- (2) 被害者支援施策に対する理解を深めるため、県警被害者支援室、県環境生活政  
策課、各市町村と連携して、被害者支援の施策を推進する。
- (3) 犯罪被害者等からの要請により、給付金の申請から給付までの手続きの概要説  
明、裁定申請書類作成などの裁定申請手続きを補助する。

### 4 支援活動員研修の推進

- (1) 支援活動の充実、支援活動員の資質の向上を図るため、「全国被害者支援ネッ  
トワーク」が開催する被害者支援フォーラム、全国研修会、東海北陸ブロック  
研修、コーディネーター研修等に積極的に参加する。
- (2) 支援活動員を対象とした研修（「スキルアップ研修」）を、毎月継続して実施  
し精神科医・弁護士・臨床心理士・部外講師等による講義のほか、電話相談要  
領・面接技法の習得、直接支援活動のケース検討などのグループ活動を行う。
- (3) 支援活動員を養成するための募集要項、研修計画を策定し、約2ヵ月間の「養  
成講座」を開催する。

### 5 広報・啓発活動の推進

- (1) 犯罪被害者週間（毎年11月25日～12月1日）のキャンペーン事業として、「被  
害者支援フォーラム、講演会」を開催し、被害者の置かれた現状や支援活動の  
必要性、事件・事故の未然防止を訴える。
- (2) 機関誌の作成、ポスター・リーフレットの作成、ホームページのデータ更新な  
どタイムリーな広報、センターの活動の周知と犯罪被害者支援の広報・啓発を  
行う。

### 6 財政基盤の整備等

- (1) センターの事業活動の年間予算の多くは、民間企業・団体・個人等の賛助会員  
会費収入に依存しているのが現状であり、県・市町村からの補助金、負担金等  
の公的助成を受けるための要望、折衝を積極的に推進する。
- (2) 日本財団、社会福祉団体等の民間団体からの助成のほか、「寄付金付き自動販  
売機」の拡充などの活動を推進し、財政基盤を整備する。
- (3) 「運営委員会」を隔月に開催し、事業計画の協議、事業内容の検証、財政基盤の  
整備計画などを協議する。
- (4) センター設立10周年を控え、支援活動記録の作成、記念行事に向けた企画、準  
備作業を推進する。